専門医制度新整備指針運用規則についての意見

全日本民医連医師臨床研修センター (イコリス) センター長 尾形 和泰 (全日本民医連医師研修委員長)

昨年 11 月に全日本民医連理事会が提案した「国民本位の良質な専門医制度のためにーー新専門 医制度の現局面における提案」で指摘した点の一部は、専門医機構でも検討され、新整備指針や 今回の運用細則にも一定反映されていると考えますが、私どもが指摘した多くの基本的な点、特 に地域医療の一線を担っている中小病院への影響など、多くの点で望まれている見直しがされた とは言えず、さらに議論を積み重ねる必要があると考えます。

加えで、やや詳細な点にも踏み込むことになりますが、3月17日に日本専門医機構の理事会で 承認された「専門医制度新整備指針運用規則」について、意見や疑問点を述べさせていただきま す。

「Ⅲ. サブスペシャルティ領域の専門医の在り方について」

ここで書かれているように、サブスペシャルティ領域の中には基盤となる基本領域学会が決まっていない場合があり、2018 年 3 月に初期臨床研修を修了する予定の「新専門医制度一期生」は、将来専門医として希望するサブスペシャルティ領域がある場合、いずれの基本領域に進めば良いか判断できません。例えば、緩和ケア分野や腫瘍内科、透析分野などがそれにあたるのではないかと考えます。

また、例えば現在は内科を基本領域としているいくつかのサブスペシャルティ領域は、総合診療などを選ぶ専攻医が進むことを希望する場合もあると考えられます。そういった検討についてこの細則では書かれていません。

「Ⅳ. 基幹施設の認定基準について」

平成 22 年~26 年度の平均採用実績が使われていますが、3 月 15 日に厚生労働省で行われた説明会の資料にある各学会の採用実績は、合計すると 8,239 人となっています。同時期の初期研修修了者は、厚生労働省の資料では 7,500 人程度なので、二重に専攻医として登録したものがいるなどが考えられます。

一方で、同時期に厚生労働省が行った医師調査から、3~5年目の医師がどの科に従事しているかがわかりますが、この数字から各科で実際に研修している専攻医1年目の数が推定できます。 18領域の基本領域で比較すると、専門医機構が出した平均採用実績では

半数を超える科(分野)で、推定値よりも1割以上多くなります(推定値と非常に近い数値の領域もあります:別紙①参照)。各学会がどのように専攻医を把握しているのか確認しておくべき

と考えます。

実際に 8,239 人(ここには総合診療専門医が入っていませんが)をベースに各基本領域に定員を割り振ると、実際に研修を開始する専攻医の数と定員の大きなミスマッチが起きて、専攻科の偏在やおそらく地域偏在が拡大する可能性があり、2004年の新医師臨床研修制度開始時のような、あるいはそれ以上の混乱が起きるものと考えます。

各領域における後期研修医の採用実績

(H22~26年度の平均:専門医機構調べ)

内科	3,147人	2769	
外科	820人	798	
麻酔	<u>497人</u>	380	
整形	478人	482	
小児	458人	489	
産婦	411人	366	
精神	405人	343	
救急	380人	201	

検査	7人	2
病理	50人	46
リハ	86人	22
形成	150人	110
耳鼻	194人	190
泌尿	195人	198
皮膚	210人	222
眼科	228人	215
脳外	239人	187
放射	284人	218

合計 8,239人 各年度の初期研修修了者が、 7,500人程度 右の数字は、H26年の医師 調査の主たる診療科に従事す

石の妖子は、1720年の医師調査の主たる診療科に従事する3-5年目医師の割合から、7500人のうち何人か推定した

線は1割以上乖離している

厚生労働省:新たな専門医の仕組みに関する説明会 3月15日

「IX. ダブルボードの運用について」

「①基本領域の専門医取得のため、卒業後臨床研修後ただちに開始する研修は、原則として研修プログラム制とする」と書かれていますが、初期研修医の中には、臨床研修後ただちに専門医の研修を開始しない場合もありうると思います。その場合には、ダブルボードと同様に研修カリキュラム制も選択できるということでしょうか?例えば、将来外科の専門医を目指す場合に、3年目で麻酔科研修を選択する可能性がありますし、将来整形外科専門医としてリウマチ専門医を目指す場合に、3年目を内科ないし総合診療分野を研修する場合などが想定できます。

「X. 専門医の認定、更新のための経験症例について」

「②一人の患者において複数の疾患を対象にして診療を行った場合には、それぞれ経験 症例として申請できることなどを各基本領域学会で検討する…」と書かれていますが、初期臨床 研修制度では、このような形での症例レポートは不適切とされており、いくつかの学会が初期臨 床研修期間の症例を経験症例として認めていますので、初期臨床研修制度との矛盾が生じます。

「XV. その他」

研修プログラム制と研修カリキュラム制について、どの基本領域が研修カリキュラム制を取るの

か、情報がなく、初期研修医にとって不明な点が多いように思います。また、ダブルボードのところでの記載からすると、平成30年4月の新専門医制度での研修開始時には研修カリキュラム制はないと考えてよいのか不明です。

この間、内科学会から、サブスペシャルティ領域の研修を基本領域の研修開始時から並行してできるというような例が紹介されていますが、その中で初期研修期間中の症例も経験症例として含めることができるとなっていますから、例えば初期研修中に急性肺炎の症例経験が1回だけで、内科専門医の専攻医期間にはほとんど経験しなくても(少なくともレポートを書かなくても)、筆記試験に合格すれば専門医を取得できることになります。これは専門医機構として認めているということでしょうか?

この件に関するお問合わせ:

全日本民医連医師臨床研修センター(イコリス)徳山、洲崎まで

7 1 1 3 - 8 4 6 5

東京都文京区湯島2-4-4平和と労働センター7F

電話:03-5842-6451

ファックス:03-5842-6460

メール: ishi@min-iren.gr.jp